

大口町告示第23号

「桜さんの何でも言ってちょ」の実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木 雅 博

「桜さんの何でも言っちゃ」の実施要綱の一部を改正する要綱

「桜さんの何でも言っちゃ」の実施要綱（平成２２大口町告示第７７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務部秘書広報室（以下「秘書広報室」という。）」を「総務部企画政策課（以下「企画政策課」という。）」に改め、同条第２項第５号及び第６号中「秘書広報室」を「企画政策課」に改め、同条第３項中「秘書広報室長」を「企画政策課長」に改める。

第５条第１項及び第２項中「秘書広報室」を「企画政策課」に改める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

「桜さんの何でも言っちゃ」の実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(意見等の事務処理) 第4条 「桜さんの何でも言っちゃ」に関する受付及び総括的な事務処理は、<u>総務部企画政策課</u>（以下「<u>企画政策課</u>」という。）が所管する。 2 略 (1)～(4) 略 (5) 回答書の決裁を得られたときは、速やかに決裁文書の原本及び回答書の電子データを<u>企画政策課</u>に送るものとする。 (6) <u>企画政策課</u>は、回答書を速やかに投稿者へ送付する。 3 町は、回答書を送付した意見等と同一、継続その他の関連する意見等が投稿されたときは、当該意見等の所管課長に直接対応させることができる。この場合において、<u>企画政策課長</u>は意見等を速やかに所管課に送付するものとし、所管課における意見等の事務処理は前項の例による。 (事務処理の取りまとめ) 第5条 <u>企画政策課</u>は、受付けた意見等について、隔月ごとに事務処理状況を取りまとめ、直近の行政経営会議に報告するものとする。 2 <u>企画政策課</u>は、事務処理を終えた意見等の原本、回答書等を、受付順に整理し保管する。	(意見等の事務処理) 第4条 「桜さんの何でも言っちゃ」に関する受付及び総括的な事務処理は、<u>総務部秘書広報室</u>（以下「<u>秘書広報室</u>」という。）が所管する。 2 略 (1)～(4) 略 (5) 回答書の決裁を得られたときは、速やかに決裁文書の原本及び回答書の電子データを<u>秘書広報室</u>に送るものとする。 (6) <u>秘書広報室</u>は、回答書を速やかに投稿者へ送付する。 3 町は、回答書を送付した意見等と同一、継続その他の関連する意見等が投稿されたときは、当該意見等の所管課長に直接対応させることができる。この場合において、<u>秘書広報室長</u>は意見等を速やかに所管課に送付するものとし、所管課における意見等の事務処理は前項の例による。 (事務処理の取りまとめ) 第5条 <u>秘書広報室</u>は、受付けた意見等について、隔月ごとに事務処理状況を取りまとめ、直近の行政経営会議に報告するものとする。 2 <u>秘書広報室</u>は、事務処理を終えた意見等の原本、回答書等を、受付順に整理し保管する。